

地域密着型特別養護老人ホーム茶寿苑運営規程

第1条（目的）

地域密着型特別養護老人ホーム茶寿苑(以下「事業所」という。)は、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活がおくれるように、又老化に伴い介護が必要な者に対して、入所において必要な支援を行い利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

1. 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

第3条（事業の名称）

この事業を行う事業所の名称は「地域密着型特別養護老人ホーム茶寿苑(略称：密着型特養茶寿苑)」と称する。

第4条（事業所の設置）

事業所は別府市大字鉄輪1050番地(通称：別府市北鉄輪3組)に事務所を置く。

第5条（実施主体）

実施の主体は、社会福祉法人「恵愛会」とする。

第6条（職員の職種、員数及び職務内容）

1. 管理者・・・1人
 - 一 事業所を代表し、職員の管理、業務の管理、他の職員と協議して相当期間以上にわたり継続して入所が予定される利用者に係る介護計画の作成等、総括の任に当たる。
 - 二 他の業務との兼務をしても差し支えないものとする。
2. 医師(嘱託)・・・1人
入居者、利用者の診療に従事する。
3. 栄養士(うち管理栄養士)・・・・・・・・・・1人以上
献立作成及び関連業務を行う。
4. 機能訓練指導員・・・・・・・・・・1人以上
入居者、利用者の機能回復訓練業務を行う。
5. 生活相談員(うち介護支援専門員兼務)・・・・・・・・1人以上
入居者、利用者の相談及び関連業務を行う。
6. 介護職員・・・・・・・・・・6人以上（常勤換算方法）

入居者、利用者の介護業務を行う。

7. 介護支援専門員・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人以上

入居者、利用者のケアプラン作成及び関連業務を行う。

8. 看護職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名以上

入居者、利用者の健康管理業務を行う。

- 一 介護老人福祉施設入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数を標準とする。

- 二 各々は当該地域密着型介護老人福祉施設サービス提供業務に当たる。

第7条（利用定員）

地域密着型介護老人福祉施設介護サービス提供利用者数を2ユニット18人(床)とする。

すずらんユニット 9人(床) ききょうユニット 9人(床)

第8条（内容及び利用料その他費用の額）

1. 事業所は、介護保険給付サービスとして、施設にて入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。

2. 利用料、その他の費用の額

- 一 地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設が法定代理サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 二 法定代理受領サービス外の地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した際は、実費がとれる。

- 三 食事代として、次の額を徴収する。

1日… 1, 445円【朝：357円 昼：508円 夕：580円】

(減免による減額あり)

- 四 居住費として、次の額を徴収する。

新館個室ユニット 1日… 2, 066円(減免による減額あり)

- 五 その他の介護保険給付外となるものとして、次の額を徴収する。

出張散髪による理美容代 1回当たり 2, 100円(実費)

第9条（事業者の義務）

事業者は、利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとする。

事業者は、利用者の体調・健康状態等の必要な事項について医師、看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施する。

事業者及びサービス従事者は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

第10条（衛生管理等）

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じ

るものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第11条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者及びその家族は介護老人福祉施設サービス提供を受ける際は、次のことに留意するものとする。

- 一 火気の取り扱いには常に注意し、所定の場所以外の喫煙等は原則としてしないこと。
- 二 外出、外泊については、事前に苑長の許可を得ること。
- 三 サービス従事者及び他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。

第12条（緊急時等における対応方法）

事業所は、現に施設サービス提供を行っている時に、利用者に疾病の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第13条（非常災害対策）

管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、非常災害時に別府市消防署及び別府市・大分県の担当課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元北鉄輪地区自治会の強力・連携体制を図るため上記訓練のうち年1回の合同避難訓練の実施を行う。
- 3 事業所は、非常災害時に利用者（及び北鉄輪地区住民）のために、最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

第14条（個人情報の取扱い方法）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

第15条（苦情処理）

事業所は、提供した施設介護に対する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、福祉サービス相談委員会を設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

第16条（身体拘束等）

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、利用者の

家族等の同意を得た後、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録簿に記載する。

第17条（人権擁護及び虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を構ずるものとする。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （２）虐待防止のための指針の整備
- （３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （４）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第18条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、利用者に対する処遇に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| （１）虐待防止に関する研修 | 年2回 |
| （２）感染症予防・まん延防止に関する研修 | 年2回 |
| （３）事故発生防止に関する研修 | 年2回 |
| （４）権利擁護に関する研修 | 年1回 |
| （５）認知症ケアに関する研修 | 年1回 |
| （６）介護予防に関する研修 | 年1回 |

- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

より従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- 5 事業所は、サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日（当該サービスを提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

第20条（補則）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、恵愛会理事長が定める。

附則：この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則：この規程は平成26年8月1日から施行する。

附則：この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則：この規程は平成29年8月1日から施行する。

附則：この規程は平成30年8月1日から施行する。

附則：この規程は令和元年10月1日から施行する。

附則：この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則：この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則：この規程は令和3年8月1日から施行する。

附則：この規程は令和4年6月1日から施行する。

附則：この規程は令和4年10月1日から施行する。

附則：この規程は令和6年4月1日から施行する。